

横 浜 市

上大岡駅・港南中央駅周辺地区道路特定事業計画

平成20年6月

横 浜 市 港 南 区

横 浜 市 道 路 局

横 浜 市
上大岡駅・港南中央駅周辺地区道路特定事業計画

【目 次】

1. はじめに	1
2. バリアフリー新法の仕組み	1
3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路	3
4. 道路特定事業計画とは	4
5. 整備方針	4
6. 整備計画	7
(1) 個別経路の事業計画	
(2) 道路特定事業計画の対象経路	
(3) その他の取組み内容	
7. 道路特定事業計画の推進にあたって	20

1. はじめに

平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー新法）が施行されました。これを受け、横浜市では、主要駅周辺や公共施設の集積した地区で基本構想の策定を進めています。

そこで、市の副都心としての広域的な拠点性と、地域生活の拠点性の両面を持ち、港南区の中心と位置付けられている上大岡駅及び港南中央駅周辺地区を対象とした「上大岡駅・港南中央駅周辺地区バリアフリー基本構想」を平成20年5月に策定しました。

港南区と道路局では、この基本構想の実現に向け、事業の内容や実施予定期間を定めた「道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

2. バリアフリー新法の仕組み

(1) バリアフリー新法とは

バリアフリー新法は、高齢者や身体障害者のみならず知的・精神・発達障害など、全ての障害者、妊婦、けが人などの、建築物及び公共交通機関さらには路外駐車場・都市公園における移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性および安全性の向上を図ることを目的としています。

また、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

●公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化の推進

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

●重点整備地区のバリアフリー化の推進

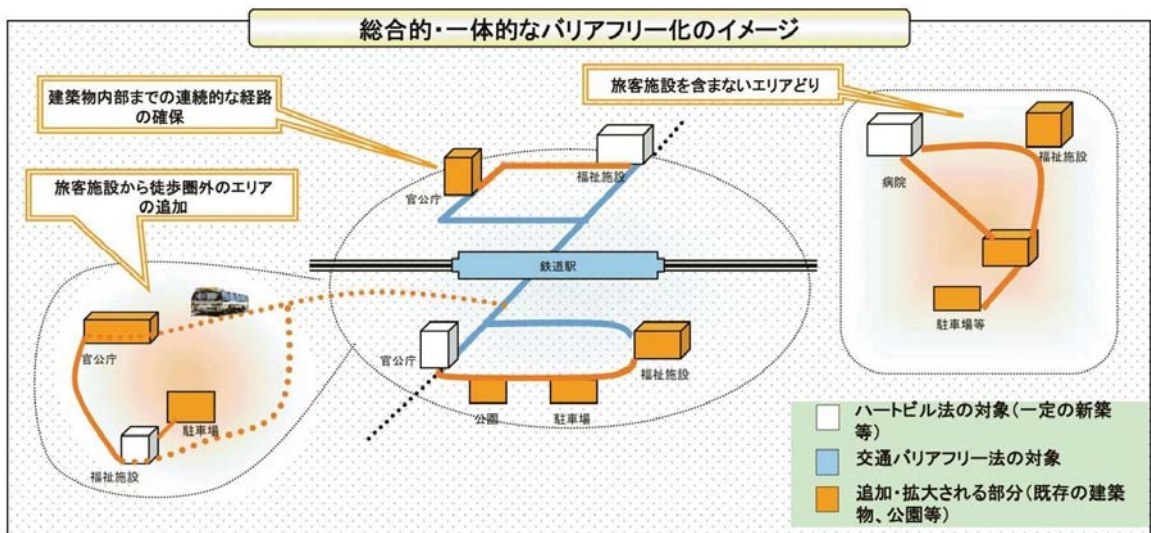
市町村は、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成することができます。

(2) バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、重点整備地区において、鉄道駅等の旅客施設、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の区域、バリアフリー化を図る経路（生活関連経路）、バリアフリー化のために実施すべき事業の内容等を定めるものです。

上大岡駅・港南中央駅周辺地区では、「重点整備地区のバリアフリー化」を推進するために、学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者及び行政機関などから構成される協議会（準備会）で検討を重ねて、バリアフリー基本構想が策定されました。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、平成22年を目標に、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。



国土交通省配布資料より引用

3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

平成20年5月に策定された「上大岡駅・港南中央駅周辺地区バリアフリー基本構想」において、「生活関連経路（A）」と「生活関連経路（B）」が定められています。

■生活関連経路（A）

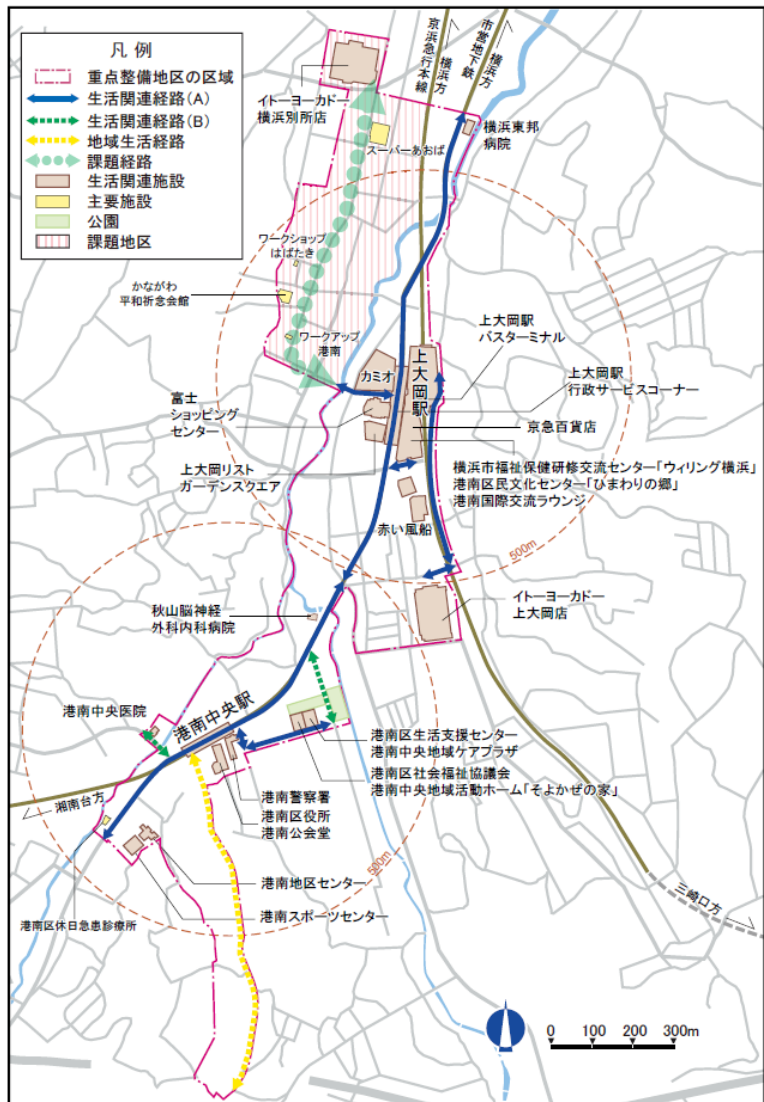
- ・生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準に沿った整備を実施する経路
- ・現時点において、横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく整備がなされており、高齢者・障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路

■生活関連経路（B）

- ・生活関連経路のうち、経路の道路機能・役割及び市街化の状況や地形の状況等の制約条件を考慮し、法に基づく移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、積極的に準用することにより、バリアフリー化に向けた整備を実施する経路

■課題経路

- ・現在の市街化の状況では、歩道の新設又は拡幅が非常に困難な状況であり、当面の対策として代替経路の検討を行う経路



4. 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

*重点整備地区：生活関連施設（駅、官公庁、福祉施設、その他の施設）の所在地を含み、各施設間の移動が通常徒歩で行われ、移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要と認められる地区。

5. 整備方針

(1) 目標年次

原則として、平成22年までに原則として整備を実施します。なお、他事業等との関連により平成23年以降となる経路もあります。

(2) 整備レベルの設定

地域特性や周辺沿道状況を考慮して、全面的又は部分的な改修等の整備レベルを設定します。なお効果的な整備を実施するために他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。

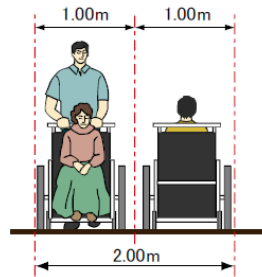
(3) 道路の移動等円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を基本とした整備を実施します。

道路の移動等円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

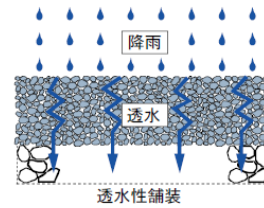
■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



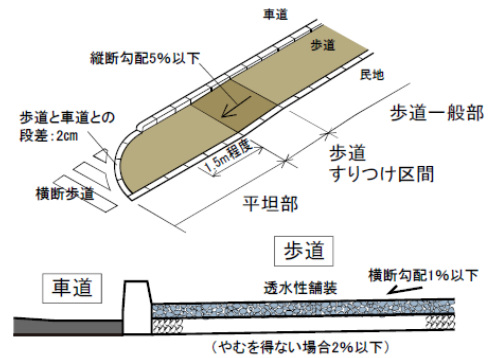
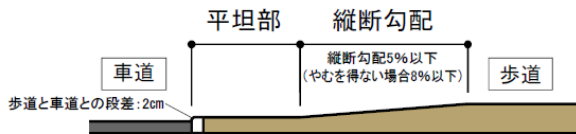
■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。
(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入り口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が運営する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置例

(白紙)

6. 整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画を示します。
 なお、より実効性のある計画にするため、他事業者との調整や予算等により計画の見直しを実施することがあります。

(1) 個別経路の事業計画

事業路線・箇所					事業内容と事業量											事業実施 予定期間 (年度)					
経路名	事業区間	市道番号	事業延長		経路種別		歩行空間の確保			道路構造の改修 歩道の部分改修			視覚障害者誘導用 ブロックの敷設・改修								
					生活 関連 経路 (A)	生活 関連 経路 (B)	歩道 の 拡 幅	橋 梁 の 整 備	全 面 改 修	勾 段 差 の 改 修 ・ す り つ け	舗 装 の 改 修	排 水 施 設 の 改 修	経路誘導の 連続敷設		交差点部等の 部分敷設						
													新 設	改 修	新 設					改 修	
m	m	m	m	m	m	橋	m	箇所	m ²	箇所	m	m	箇所	箇所	H20	H21	H22	...			
① 横浜鎌倉線(鎌倉街道)	関ノ下交差点～港南スポーツセンター前	県道横浜鎌倉1208	860		●					44	730	35	70		43						
② 横浜鎌倉線(鎌倉街道)	横浜東邦病院～関ノ下交差点	県道横浜鎌倉1208	1,190		●		30		740	40	6,570	31	320	40	50	32					
③ カミオ横アーケード	横浜鎌倉線～久保橋	上大岡452、東永谷626	130		●			1		4	260	4			4						
④ イトーヨーカドー上大岡店前	上大岡東側道路～イトーヨーカドー上大岡店前	笹下29、笹下13	120		●					5	130	3			1	3					
⑤ 港南中央医院前	横浜鎌倉線～港南中央医院前	東永谷700	80		●					1	380	4			1						
⑥ 上大岡駅東側道路	上大岡駅東口前～イトーヨーカドー上大岡店前	上大岡363、上大岡467	520		●					18	260	17			8	27					
港南警察署東側道路	横浜鎌倉線～港南中央ケアプラザ前	笹下91	100	整備済み	●															整備済み	
港南中央ケアプラザ前	港南警察署東側道路～港南ふれあい公園前	笹下94	220	整備済み	●															整備済み	
赤い風船前	横浜鎌倉線～赤い風船前	上大岡524	50	整備済み	●															整備済み	
①～⑥ 整備対象経路 合計			2,900	m			30	1	740	112	8,330	94	390	40	103	66					
整備済み経路 合計			370	m																	
総合計			3,270	m			m	橋	m	箇所	m ²	箇所	m	m	箇所	箇所					

※横浜鎌倉線と港南中央ケアプラザを連絡する、港南ふれあい公園前の経路については、今後機会を捉えて整備を検討する路線とします。

※「排水施設の改修」には、「段差・すりつけ勾配の改修」に伴うU形側溝、L形側溝等の改修を含みます。

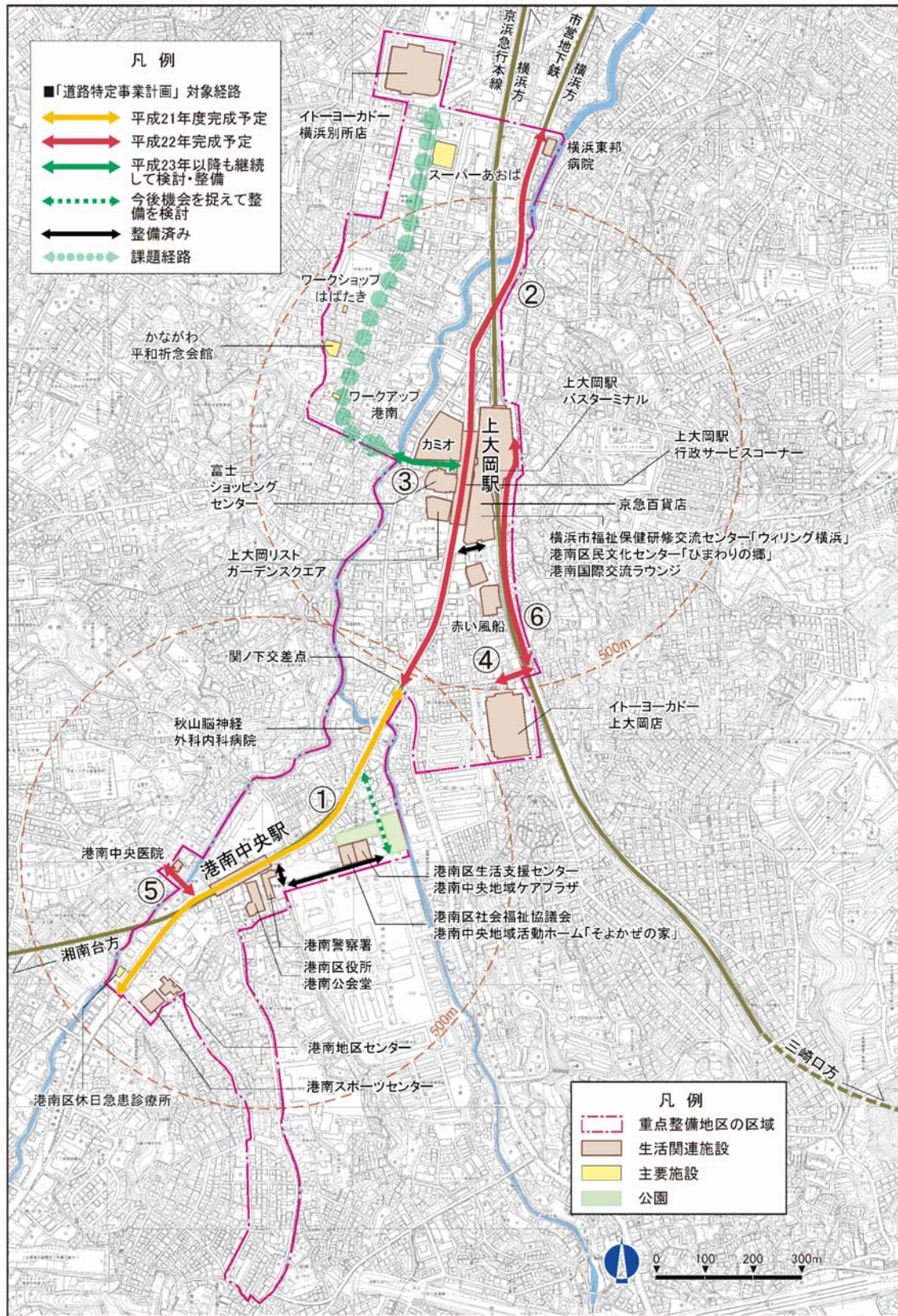
※事業内容と事業量については、今後の調査・設計において精査します。

■課題経路について

・基本構想で課題経路に位置づけられた桜岡小学校前の道路は、バリアフリー化整備にあたり、周辺地区全体のまちづくり及び交通計画等の視点で対策を検討する必要があり、現段階でのバリアフリー化は困難です。そこで、駅から周辺の生活関連施設及び生活関連施設相互間における歩行空間の確保と交通安全を図るため、当面の対策として代替経路等の検討を行います。

(白紙)

(2) 道路特定事業計画の対象経路



■特定事業計画書 **【生活関連関連経路（A）】**
 経路名：①横浜鎌倉線（鎌倉街道）（県道横浜鎌倉1208）
 事業区間：関ノ下交差点～港南スポーツセンター前
 事業延長：860m
 事業実施予定期間：平成20年度～平成21年度

【整備方針】
 [経路]：港南中央駅から上大岡駅方面及び港南スポーツセンターへの主経路である。
 [課題]：交差点部等での段差・すりつけ勾配のきつい箇所や視覚障害者誘導用ブロックの未設置の区間がある。
 [対策]：交差点部等での段差・すりつけ勾配の改修や視覚障害者誘導用ブロックの新設を行うとともに、港南中央駅から港南警察署間への視覚障害者誘導用ブロックの経路誘導の新設を行う。

【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m	0		
橋梁の整備	橋	0		
道路構造の改修				
全面改修	m			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	44	1～35
	舗装の改修	m	730	1～35
	排水施設の改修	箇所	35	1～35
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	70	6, 7, 27, 36, 37
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	43	1～35
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図
 次頁に記載

■特定事業計画書 **【生活関連経路（A）】**
 経 路 名：②横浜鎌倉線（鎌倉街道）（県道横浜鎌倉1208）
 事業区 間：横浜東邦病院～関ノ下交差点
 事業延 長：1190m
 事業実施予定期間：平成21年度～平成22年

【整備方針】

[経路]: 上大岡駅から南北方向への主経路である。
 [課題]: 上大岡駅前の区間は、道路全体で西側へ向かって勾配がきつく、民地と歩道の境界で大きな段差が生じていたり交差点部等で段差やすりつけ勾配がきつい箇所がある。他の区間では、交差点部等で段差やすりつけ勾配がきつい箇所がある。
 [対策]: 上大岡駅前の区間では、再開発事業等の他事業の整備を契機とした道路の全面改修を行い、歩道のセミフラット化や交差点部の段差・すりつけ勾配の改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修・新設を行う。他の区間では、交差点部等での段差・すりつけ勾配の改修や歩道巻き込み部の拡幅、視覚障害者誘導用ブロックの新設・改修を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考	
歩行者空間の確保					
歩道の拡幅	m	30	3		
橋梁の整備	橋	0			
道路構造の改修					
全面改修	m	740	38～45		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	40	1～29、39～44	
	舗装の改修	m	6570	1～37	一部車道改修有
	排水施設の改修	箇所	31	1, 2, 4～29, 32, 34, 35	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m	320	40, 41, 44, 45	
	改修	m	40	40, 41, 44, 45	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	50	1～29, 39, 44	
	改修	箇所	32	38～45	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

上大岡C地区南地区第1種市街地再開発事業等の他事業の整備とあわせて実施

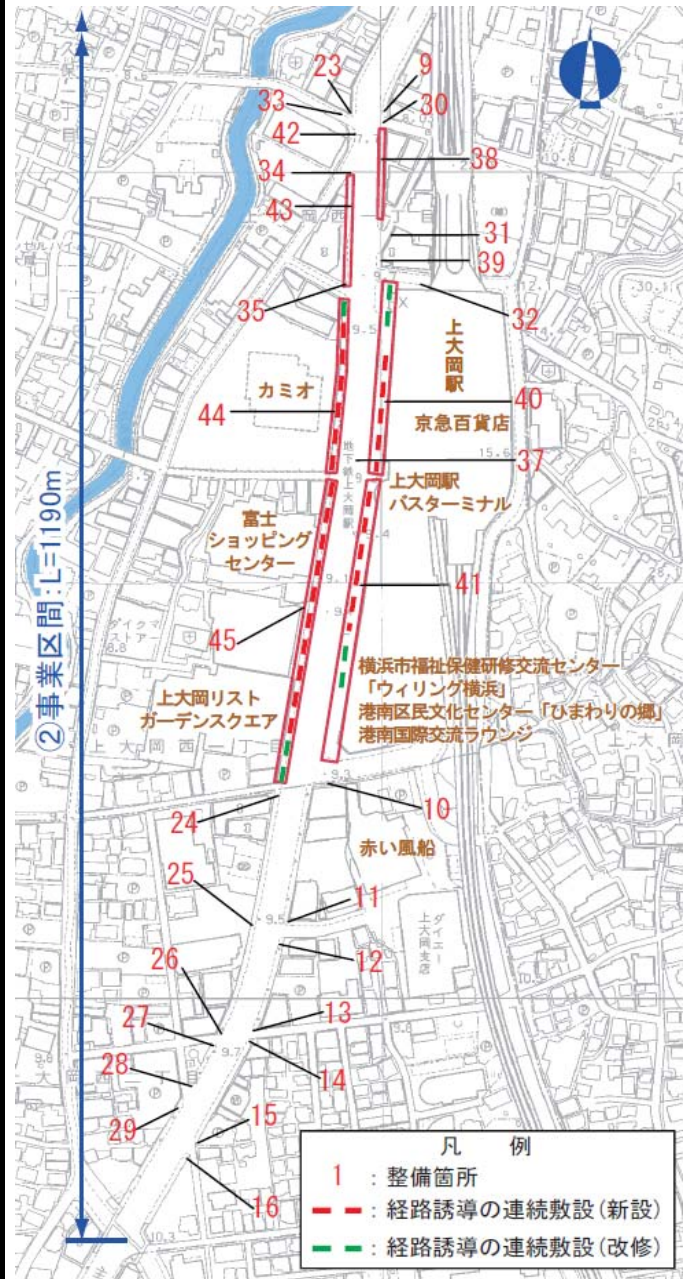
■位置図

次頁に記載

■位置図



■位置図



■特定事業計画書 **【生活関連関連経路（A）】**
 経 路 名：③カミオ横アーケード(上大岡452、東永谷626)
 事 業 区 間：横浜鎌倉線～久保橋
 事 業 延 長：130m
 事業実施予定期間：平成21年度～

【整備方針】

[経路]: 上大岡駅から西側地域へ経路である。
 [課題]: 老朽化が進んでいる久保橋では歩道幅員が狭くなっていたり、交差点部で段差やすりつけ勾配のきつい箇所がある。
 [対策]: 交差点部においては段差・すりつけ勾配の改修や視覚障害者誘導用ブロックの改修を行う。

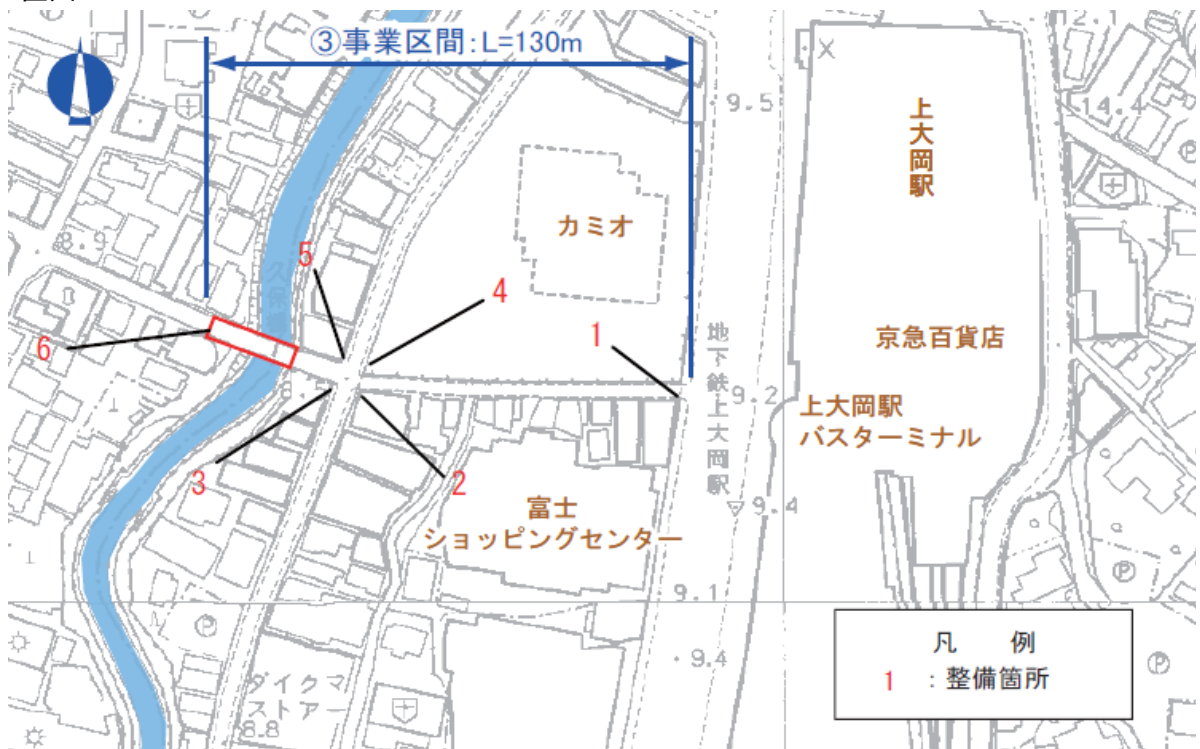
【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m	0		
橋梁の整備	橋	1	6	
道路構造の改修				
全面改修	m	0		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	4	2~5
	舗装の改修	m ²	260	1~6 一部車道改修有
	排水施設の改修	箇所	4	2~5
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	0	
	改修	m	0	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	0	
	改修	箇所	4	2~5

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

久保橋部の整備については平成23年以降も継続して検討

■位置図



■特定事業計画書

【生活関連関連経路（A）】

経路名：④イトーヨーカドー上大岡店前(笹下29、笹下13)
 事業区間：上大岡駅東側道路～イトーヨーカドー上大岡店前
 事業延長：120m
 事業実施予定期間：平成22年

【整備方針】

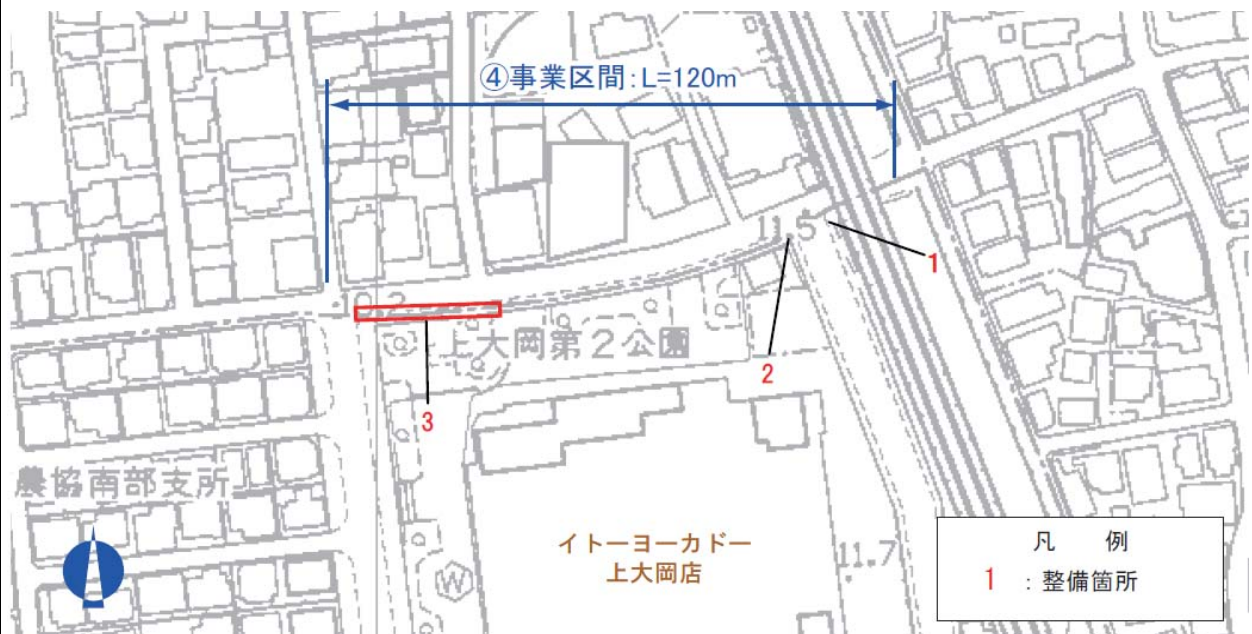
[経路]: 上大岡駅東側道路からイトーヨーカドー上大岡店に至る経路である。
 [課題]: イトーヨーカドー前の歩道で逆勾配となっている区間や交差点部で段差・すりつけ勾配のきつい箇所がある。
 [対策]: 逆勾配区間や交差点部で段差・すりつけ勾配の改修や視覚障害者誘導用ブロックの新設・改修を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m	0		
橋梁の整備	橋	0		
道路構造の改修				
全面改修	m	0		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	5	1~3
	舗装の改修	m	130	1~3
	排水施設の改修	箇所	3	1~3
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	0	
	改修	m	0	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	1	3
	改修	箇所	3	1~3

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連関連経路（B）】

経路名：⑤港南中央医院前（東永谷700）
 事業区間：横浜鎌倉線～港南中央医院前
 事業延長：80m
 事業実施予定期間：平成22年

【整備方針】

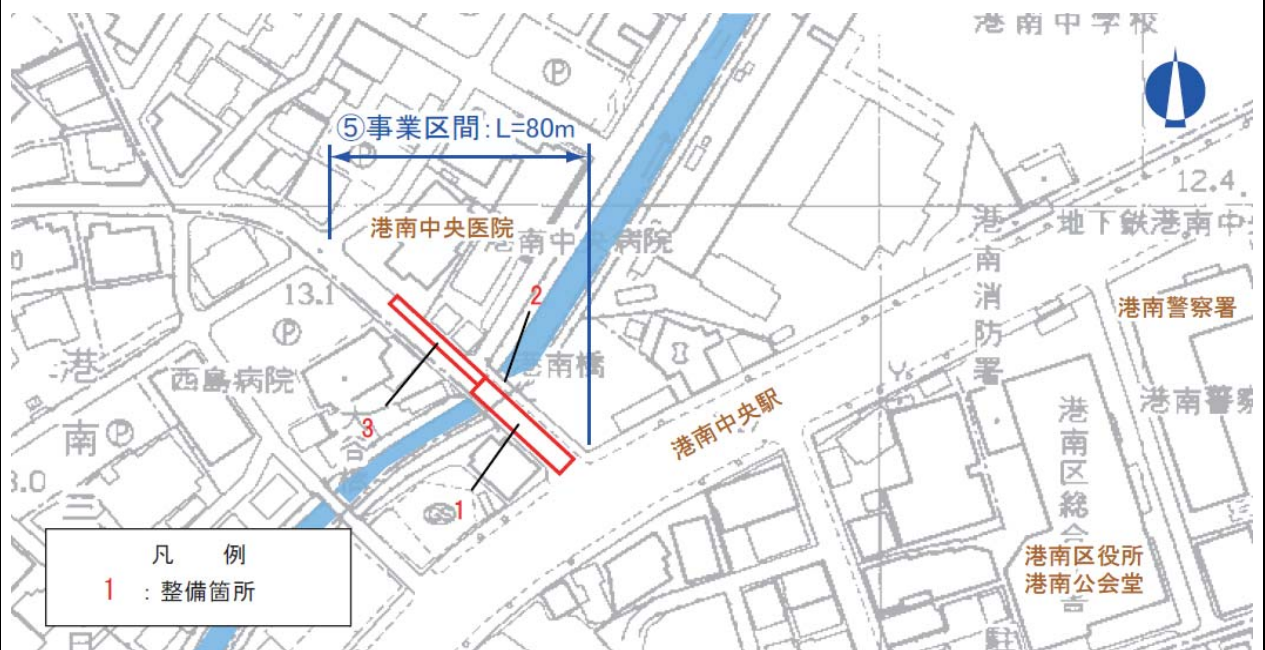
〔経路〕：横浜鎌倉線から港南中央医院へ至る経路である。
 〔課題〕：港南橋の取り付け部で段差・すりつけ勾配がきつく、港南中央医院側では、歩道が未設置である。
 〔対策〕：港南橋取り付け部において段差・すりつけ勾配の改修、視覚障害者誘導ブロックの新設を行う。また、港南中央医院側では、路肩のカラー化などにより歩行者空間の確保を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m	0		
橋梁の整備	橋	0		
道路構造の改修				
全面改修	m	0		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	1 2	一部車道改修有
	舗装の改修	m	380 1~3	
	排水施設の改修	箇所	4 1~3	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	0	
	改修	m	0	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	1 2	
	改修	箇所	0	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



(白紙)

■特定事業計画書 **【生活関連関連経路（A）】**
 経路名：⑥上大岡駅東側道路(上大岡363、上大岡467)
 事業区間：上大岡駅東口前～イトーヨーカドー上大岡店前
 事業延長：520m
 事業実施予定期間：平成22年

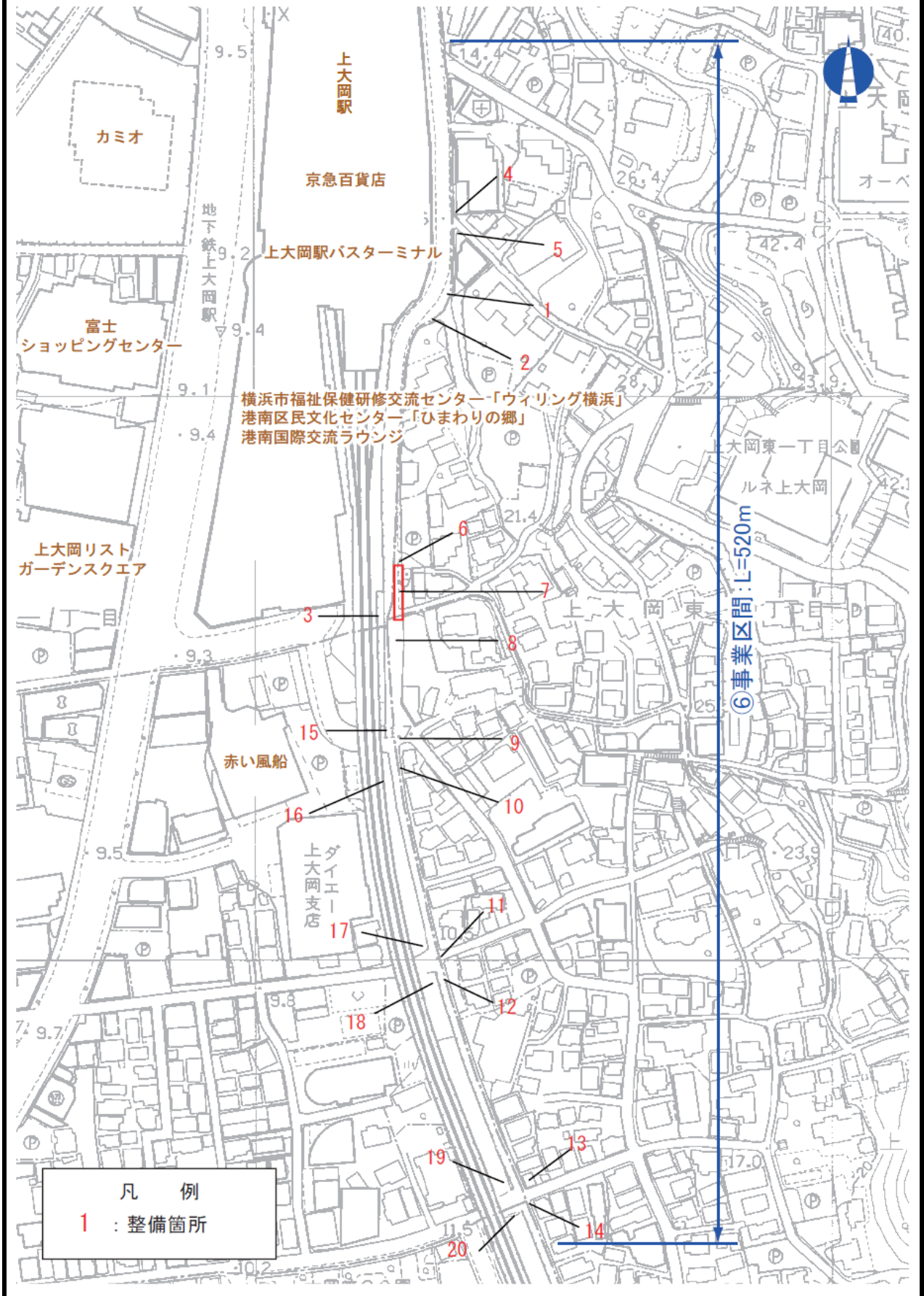
【整備方針】
 [経路]: 上大岡駅からイトーヨーカドー上大岡店に至る経路でる。
 [課題]: 交差点部等で段差やすりつけ勾配のきつい箇所がある。
 [対策]: 交差点部等において段差・すりつけ勾配の改修や視覚障害者誘導用ブロックの新設・改修を行う。

【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m	0		
橋梁の整備	橋	0		
道路構造の改修				
全面改修	m	0		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	18	4~6, 8~20
	舗装の改修	m	260	4~20
	排水施設の改修	箇所	17	4~20
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	0	
	改修	m	0	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	8	1, 2, 4~8
	改修	箇所	27	3, 7, 9~20

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図
 次頁に記載

■位置図



(3) その他の取組み内容

「道路特定事業」により、バリアフリー化を図る対象経路が有効に活用されるためには、沿道をはじめとする市民の皆様の協力が不可欠です。

道路管理者として取組む内容について以下に示します。

- 市広報誌やホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- 移動の妨げとなる道路の有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪等については、沿道の皆様の協力や自転車利用者等のマナーが大切であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を行います。

7. 道路特定事業計画の推進にあたって

すべての人が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、一人ひとりがお互いを理解するとともに、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民などの関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

横 浜 市
上大岡駅・港南中央駅周辺地区道路特定事業計画

平成20年6月

横浜市港南区港南土木事務所
〒233-0013 横浜市港南区丸山台1-9-10
電話：045-843-3711 FAX：045-845-6489

横浜市道路局道路部施設課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話：045-671-2731 FAX：045-651-6527